

平成29年10月からウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業の自己負担限度額が変更となります

1 自己負担限度額の変更について

ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業において、市町村民税課税世帯の方が負担する自己負担限度額は、高額療養費制度の上限額に準拠しているところですが、平成29年8月からこの上限額が変更となるため、本事業の自己負担限度額を次のとおり変更します。（市町村民税非課税世帯の方は変更ありません）

ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業の自己負担限度額（月額）

区分	変更前	変更後
入院	44,400円	57,600円
外来等	12,000円	14,000円

※いずれも一医療機関ごとの自己負担限度額となります。

※保険薬局による保険調剤については、自己負担は生じません。

2 自己負担限度額の軽減措置について

次の条件を満たした場合、医療機関ごとの自己負担限度額が軽減される場合があります。

(1) 入院に係る医療費

入院に係る医療費のうち、自己負担限度額に達した月が過去12か月以内に3回以上ある場合は、4回目から「多数回該当」とし、自己負担限度額を44,400円とします。

(2) 外来等に係る医療費

外来等に係る医療費のうち、年間に支払う医療費を144,000円とする「年間上限」を設けます。

3 変更の適用について

平成29年10月1日診療分から適用になります。

4 問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ
TEL：011-231-4111（内線25-521）

北海道医報ファイルについて

北海道医報本誌を1年分綴ることができるファイルを用意しております。

ご希望の方には無償にてお送りいたしますので、下記まで送付先ならびに希望数をご連絡ください。

記

申込先：北海道医師会事業第一課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目

TEL 011-231-7661 FAX 011-241-3090

E-mail ihou@m.dou.jp

